

分類	問	答
補助金の対象経費	補助対象経費の使途として「介護助手等の募集経費」とあるが、具体的にはどのような経費が対象となるのか。	主な使途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等が対象となります。また、人材派遣会社の紹介料についても対象経費とすることが可能です。 ただし、すべて介護助手等の募集に係る経費に限ります。「介護職員」の募集に係る経費は対象となりませんので、注意してください。
補助金の対象経費	補助対象経費として「研修費」とあるが、社内外問わず実施する全ての研修が対象となるのか。	運営基準上取り組むことが義務づけられているもので、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なるものについては、対象とすることはできません。 (例) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修
補助金の対象経費	補助対象経費として「研修費」とあるが、具体的にはどのような経費が対象となるのか。 例えば職場環境改善等に資する社内研修に外部講師を招いた場合、講師に支払う「報償費」や「旅費」、「食費（お茶代）」や「消耗品費及び印刷製本費（資料代）などの経費は対象となるのか。 また、従業者が外部に出張して研修を受講する場合、その「受講料」や「旅費」等は対象となるのか。	職場環境の改善につながる研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できます。
補助金の対象経費	職場環境改善経費において、職員の資格取得（社会福祉士等）の受講費は対象経費となるか。	職員のキャリアアップに向けた研修は、職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費に含まれると考えられるので、対象経費として充当できます。 ただし、あくまで介護現場の職場環境改善につながる研修等であることに注意してください。